

## 居宅介護支援費に係る加算の概要

加算名	算定単位数		算定要件
特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	+500単位	① 主任介護支援専門員を配置していること。 ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること。 ⑤ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。 (注) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。
特定事業所加算(Ⅱ)	1月につき	+300単位	特定事業所加算(Ⅰ)の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。 (注) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。
初回加算	1月につき	+300単位	① 新規 <sup>*</sup> に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 <sup>*</sup> 新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。
医療連携加算	1月につき	+150単位	① 病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報 <sup>*</sup> を提供した場合 <sup>*</sup> 当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況 ② 利用者が入院してから遅くとも7日以内に情報提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)		+400単位	① 入院期間又は入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合 ② 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合に算定すること (注) 初回加算を算定する場合は、算定できない。
退院・退所加算(Ⅱ)		+600単位	① 入院期間又は入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合 ② 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合に算定すること (注) 初回加算を算定する場合は、算定できない。